

北のくらし

きらめく

北海道立消費生活センター

主な内容

- 高橋知事年頭あいさつ.....2
- センターの活用を.....2
- 還付金詐欺に注意.....3
- どさんこ愛食食べきり運動...3
- エゾシカフェスタin釧路.....4
- 新聞の契約トラブル.....5
- お茶のカフェインテスト...6、7
- 消費者被害防止ネットワーク...8



静かな忍路湾の冬(小樽)

忍路湾にも冬の訪れ。これからのニシン漁に備えて準備が進められていた。(全道展会員 山下 脩馬)

〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
TEL (011)221-0110
FAX (011)221-4210
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



道立消費生活センターを騙る投資勧誘などにご注意を!
ご相談は ☎050・7505・0999へ

見学しませんか

当センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を受け付けています。

平成27年度は大学や専門学校、町内会、自治会、消費者団体、自治体職員など約500人が訪れ、悪質商法や特殊詐欺の手法を知るミニ講座



展示ホールで説明を聞く見学者たち

に耳を傾け、食品の着色料や糖分繊維などの簡易実験に取り組みます。

利用は無料、2名以上は要予約。講座の内容等については相談に応じます。問い合わせ、申し込みは教育啓発グループへ。

消費者被害防止ネットワーク 64番目はせたな町に

消費者被害を未然に防ぐ目的のネットワークが道内各地に続々誕生しています。12月1日付けで「せた

な町防犯協会」が、道内64番目となる消費者被害防止ネットワークに位置づけられました。

構成員は町内会連合会や学校、警察、金融機関、福祉関係など53団体。今後、高齢者などの悪質商法に関する情報を収集し、

会員に提供するほか、啓発活動を一緒に行っていきます。



暮らしの豆知識2017 ニューアル

独立行政法人国民生活センターが毎年発行している小冊子「暮らしの豆知識」が2017年版からリニューアル、ひと回り大きいA5判になりました。写真。

この小冊子は、くらしに役立つ幅広い分野の知識・情報をイラストや写真、図表を交えて分かりやすく説明しています。



2017年版の特集は「長寿時代のリスク管理」で、生き生きと豊かな老後を送るために、今から考えておきたい「お金」「住まい」「制度」などの情報を取り上げています。

このほか「知識編」では消費者契約の基本知識や労働者や子育てなどへのさまざまな支援制度、金融商品に関する情報など、「トラブル編」

では、消費生活相談窓口へ寄せられている最新の契約トラブルやインターネットトラブル、製品事故などの事例と対処法を紹介しています。

176ページ、514円。大手書店や官報販売所（札幌市中央区大通西11丁目、大通パークビル、01・231・0975）へ。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<http://www.do-syouhi-c.jp/>

北海道立消費生活センター
札幌市中央区北3西7
北海道庁別館西棟
TEL 011・221・0110
FAX 011・221・4210
相談専用電話 050・7505・0999

当センターは（一社）北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。